

市議会定例会を開催



第4回岡谷市議会定例会が、6月10日（木）から21日（月）の12日間の会期で開かれました。

この議会では、一般会計予算などの補正や条例の改正などが審議され、一般質問も行われました。

主な内容をお知らせします。

◆ 報告事項 ◆

▽平成15年度岡谷市一般会計で東中央通整備事業、岡谷健康福祉施設改修事業、川岸小学校屋根防水工事、岡谷駅南土地区画整理事業、川岸駅前公衆トイレ建設工事等の経費を、平成16年度に繰り越したことについて報告を受けました。

▽平成15年度岡谷市市立岡谷病院事業会計で、南病棟改修事業の経費を、平成16年度に繰り越したことについて報告を受けました。

▽平成15年度岡谷市水道事業会計で、配水管理設工事の経費の一部を、平成16年度に繰り越したことについて報告を受けました。

▽平成15年度岡谷市下水道事業会計で、公共下水道工事の経費の一部を、平成16年度に繰り越したことについて報告を受けました。

◆ 人事案件 ◆

▽人権擁護委員に須藤芳山氏を選任することに同意しました。

◆ 条例 ◆

▽岡谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例を、

地方自治法の改正に伴い、必要な事項を定めることを決めました。

▽岡谷市福祉作業所条例を、地方自治法の改正に伴い、福祉作業所の設置及び管理に關し必要な事項を定めることを決めました。

▽岡谷市病院事業の設置等に関する条例を、岡谷病院南3病棟（小児病棟）の改修工事等に伴い、病床の種類及び病床数を変更し、一般病棟24床、療養病床48床、感染症病床4床、計296床とするため、一部改正することを決めました。

▽岡谷市病院料金条例を、岡谷病院南3病棟（小児病棟）に一人室を設置し、その利用料を1日1790円とするため、一部改正することを決めました。

◆ 補正予算 ◆

▽平成16年度岡谷市一般会計で岡谷駅前再開発ビル（ララオカヤ）

取得に伴う整備管理経費、市立岡谷病院耐震補強事業負担金追加分、文化会館・童画館・公園等管理委託料に対する過年度消費税追加分、やまびこ国際スケートセンター冷凍機エンジン修繕料、（仮称）湊保育園整備事業の整備年度変更に伴う減額等

のために2904万3千円を追加し、総額23億4458万6千円とすることを決めました。

▽平成16年度岡谷市老人保健事業特別会計で医療費支払基金交付金等返還金、市立岡谷病院事業会計で耐震補強事業、健康保険岡谷塩嶺病院事業会計で寄附金による器械備品購入費、下水道事業会計で資本費平準化債の該当に伴い補正予算をそれぞれ決めました。

◆ 一般質問 ◆

▽16人の議員が合併問題、まちづくり、福祉、教育、環境など市政全般にわたり活発な議論を交わしました。

◆ 請願 ◆

▽「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出を求める請願が採択されました。

◆ 意見書 ◆

▽「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書」など3件の意見書を可決し、関係行政庁等へ提出することを決めました。

市議会の会議録は岡谷市議会ホームページからご覧いただけます

環境保全の率先実行計画

取り組み状況



(C) JAXA

2001年
たび
エコオフィスへの出発

平成13年度（2001年）より市役所では、環境保全に率先して取り組んでいくため「環境保全の率先実行計画」の様々な取り組みを進めています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」を踏まえ、温室効果ガスの総排出量と、省エネやリサイクル推進等の取り組み状況を公表することとなっていますので、下記に平成15年度分の状況をお知らせします。

温室効果ガスの排出量

市庁舎の温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素、メタンガスなど)	15年度	基準年度	削減目標値
	745.6 t [7.8%減] ※	808.5 t	3%削減

※基準年度となる11年度を100%とした場合の比較増減 以下〔 〕内も同様です

具体的な取り組み状況

★用紙類等の使用

- 再生紙の使用に関しては、古紙配合率が高く、白色度の低い用紙の使用を推進しており、市役所からの配布物などは以前に比べるとやや黒っぽい用紙になってきています。両面印刷や裏紙利用など削減に努めるとともに、14年度にいくつかの計画を策定完了したことにより減となりました。〔庁舎コピー用紙購入枚数 4.6%減 削減目標5%〕

★省エネルギー・省資源のために

- パソコン、コピー機などは国際エネルギースターマークの着いた省エネ型のOA機器を使用しています。
- 支障のない照明にはテグス系を取り付け、昼休み、残業時だけでなく、就業中の離席時など不要な範囲の照明は消灯し、廊下の照明の間引き点灯や、職員のエレベーター使用の自粛など省エネルギーに努めたうえ、冷夏と暖冬など天候の影響も重なり減となりました。〔庁舎電気使用量 2.9%減 削減目標3%〕
- 庁舎の冷暖房について、目標温度を設定し、また、夏はノーネクタイによるスマートライフ運動を行い化石燃料の節約にも努め、天候の影響などで減となりました。〔庁舎灯油・重油使用量 6.4%減 削減目標3%〕

★水道使用

- 公用車洗車時や茶器洗浄時に水の流し放しをしないなど節水に努めましたが、前年と比べ増となりました。〔庁舎水道使用量 0.8%減 削減目標2%〕

★公用車の使用

- アイドリングストップなどに努めています。〔庁舎公用車ガソリン・軽油使用量 19.8%減 削減目標2%〕

★ゴミ減量とリサイクル

- たばこの空き箱などのリサイクル化への移行や、ごみ出し状況のチェックなどによるゴミ減量に努めています。

★建設・建築工事

- 自然等の保全確保に努め、環境への負荷の少ない工法、機械、資材、リサイクル製品の使用に努め、あやめ保育園に太陽光発電システムや雨水タンクを設置し、博物館等駐車場に雨水浸透ますを導入しました。

ま と め

率先実行計画の取り組み結果については、職員の意識改革を図ったうえ、天候の影響なども重なり、やや良好な状況となりました。個別的事項について、一層の取り組みが必要であり、今後もきめ細やかに、環境への負荷の低減を図るよう推進していきます。



▲太陽光発電状況表示パネル
(あやめ保育園)

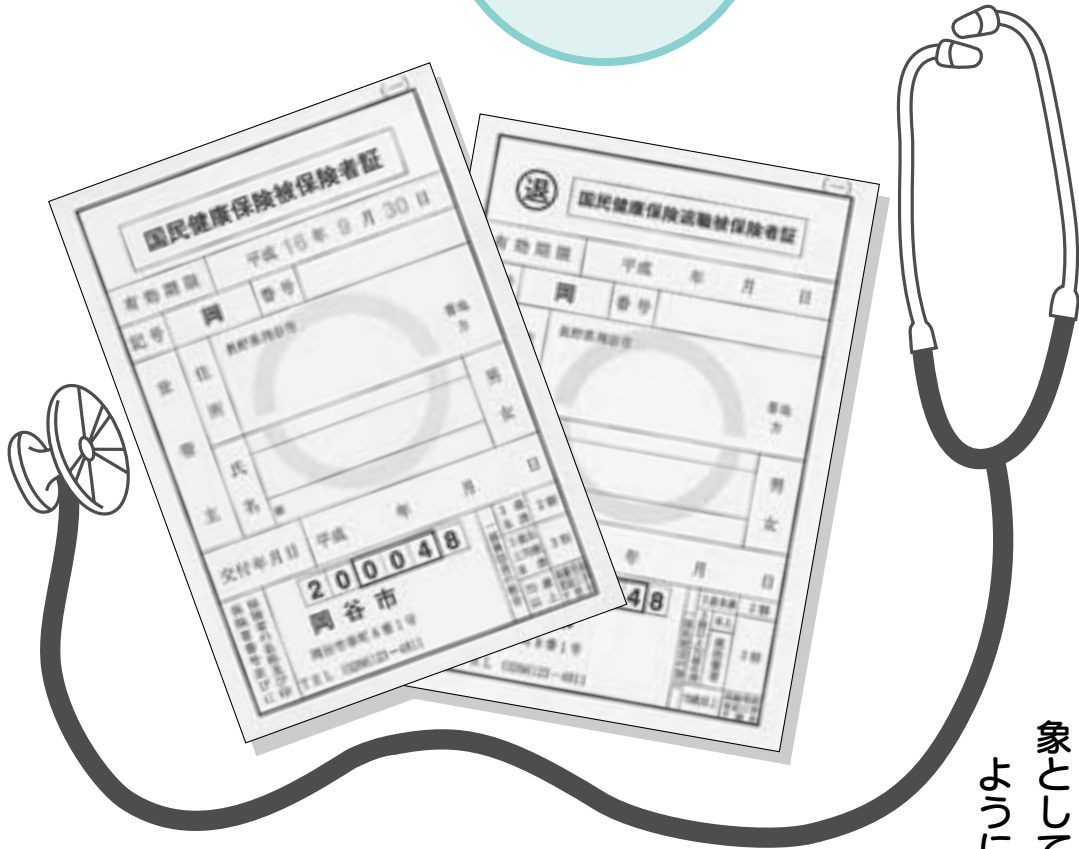
◇詳しくは、環境安全課 (内線1166) まで

諸税担当
 ☎ 23-4811
 内線 1121
 ☎ 22-4146

くらしと市税

2004

国民健康保険税



職場の健康保険の加入者以外の人を対象として、安心して医療が受けられるように納めていただくものです。

納める人

国民健康保険に加入している世帯の世帯主です。世帯主が他の保険に加入していても、その世帯に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者になります。

国保税の決め方

■『医療給付費分』保険税年税額 = ① + ② + ③ + ④ … **A**

①所得割額 … (平成15年中の総所得金額 - 33万円) × 6.2%

②資産割額 … 平成16年度の固定資産税額 × 25%
 (土地・家屋に係る分で、都市計画税は除きます)

③均等割額 … 加入者一人につき16,000円 × 被保険者数

④平等割額 … 一世帯につき18,000円

▽課税限度額 … 53万円 (**A** が53万円を超える場合は53万円です)

■『介護納付金分』保険税年税額 = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ … **B**

⑤所得割額 … (平成15年中の総所得金額 - 33万円) × 1.02%

⑥資産割額 … 平成16年度の固定資産税額 × 7.6%
 (土地・家屋に係る分で、都市計画税は除きます)

⑦均等割額 … 加入者一人につき4,500円 × 被保険者数

⑧平等割額 … 一世帯につき3,500円

▽課税限度額 … 8万円 (**B** が8万円を超える場合は8万円です)

≪年税額≫

●介護第2号被保険者 (40歳以上65歳未満) の
 加入者がいる世帯 = **A** + **B**

●その他の世帯 = **A** のみ

納め方

7月から2月まで、8回で納めていただきます。7月以降に国保加入の手続きをされた場合、手続きをした翌月に納税通知書が郵送されます。(納める回数が変わります)

納税には、便利な口座振替をぜひご利用ください。手続きは、税務課、各支所、金融機関、郵便局の窓口でできます。

異動の手続きは忘れずに!!

国保加入の手続きが遅れると、資格の発生した月までさかのぼって税金がかかります。(最高3年)

他の保険に加入した場合、資格喪失の届出が必要です。手続きはお早めをお願いします。



あなたは家族の扶養になれませんか?

国保は一般的に自営業の方や退職された方等職場の健康保険に加入していない方、または収入等の条件により健康保険加入者の扶養になれない方が加入するものです。

次に該当する方は、職場の健康保険に加入している家族の扶養になれる場合があります。

①健康保険加入者の3親等以内の親族

②年収が、60歳未満なら130万円未満、60歳以上なら180万円未満であるとき

これらの条件を満たしていると思われる国保の被保険者がいる世帯の方は、勤務先の保険担当者に相談してみてください。

市税条例が改正されました

～地方税法の改正に伴い、市税条例等を改正しました～
主な内容は次のとおりです。

【個人市民税均等割の引上げ】

個人市町村民税の均等割は人口段階により税率が区分されておりましたが、3,000円に統一されました。

【生計同一の妻に対する均等割非課税措置の廃止】

市内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻の均等割は非課税とされていましたが、妻も課税となりました。

【均等割、所得割の非課税限度額の引下げ】

均等割の非課税限度額加算額が、216,000円から198,000円に、所得割の非課税限度額加算額が、360,000円から350,000円に引下げられました。

【老年者控除の廃止】

老年者に該当する人(65歳以上で合計所得金額が1000万円以下の人)については、48万円の老年者控除がありましたが、この控除がなくなりました。

【土地等譲渡益課税の見直し】

- (1) 土地、建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得に係る税率の引下げ
- (2) 長期保有資産の譲渡の100万円の特別控除の廃止
- (3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の取扱いの拡充
- (4) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用制度の創設
- (5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の延長および税率の引下げ

【株式等譲渡益課税の見直し】

- (1) 非上場株式の譲渡所得についての税率の引下げ
- (2) 公募株式投資信託等の譲渡益に対する課税を上場株式並みの課税に引下げ

◆詳しくは、税務課 市民税担当 (内線1125) へ

今月の税金の納期は、

▽国民健康保険税(第1期)

▽固定資産税(第2期)

納期限 8月2日(月)まで

